



願いがかなう玉

A夫 「ほく何でも願いがかなう玉を持っているよ」
 保育士 「いいな。じゃA夫くんと結婚したいなー」
 A夫 「そういうのはダメなの」
 保育士 「残念！それじゃお金がいっぱいたまるのがいいな」
 A夫 「それだったらなんとかなるかも」

なみだ

迎えにこられたお母さんに
 保育士 「今日はなんだか涙がでたんですよ」
 (風邪がみで涙が止まらなかったのだ)
 お母さん 「そうだったんですか」
 保育士 「あっ！また出てきたね。どうしたのかな？」
 A夫 「おなかの中にたまねぎいるからじゃないの」
 お母さんと保育士は納得！

vol.8

くらしの豆知識

●悪質な『カニ』の電話勧誘にご注意

【事例】

男性から電話がかかってきて、「カニはお好きですか」と聞かれたので、「まあ好きです」と答えたところ、「ではお送りします」と言われ、電話が切れた。電話の男性は名前や業者名を告げなかった。

後日、品物が届いたため、仕方なく着払いで代金を支払って中身を見たが、カニ以外の魚介、海藻類がたくさん入っており、カニも粗悪なものだった。

【アドバイス】

電話勧誘する際、法律により業者は相手に対して「業者名、勧誘者名、商品内容などを告げなければならぬ」と定められています。もし事例



のように商品を送りつけられた場合は、宅配業者に対して受け取りを拒否することができます。
 もし代金を支払ってしまった後でも、クーリングオフをすれば(原則8日以内)返金されます。そのようなことがあった場合は、町民課くらし環境係(☎85-6131)または置賜消費生活センター(☎0238-24-0999)に相談しましょう。

■問い合わせ
 町民課くらし環境係
 ☎85-6131

犬の飼い主のみなさんへ

犬の散歩の際のフンの後始末やおしこのマナー等に関する苦情が増えています。

- 苦情の内容としては、
- 犬の散歩で犬がフンをしたとき、そのままにしていく飼い主がいて、道路や公園が汚れ困っている。
- 散歩している犬がほかのお宅や敷地内におしこやフンをしていくので、臭いはするし、処理もしなければならず迷惑している。



などが、主な内容です。

犬の散歩の際のフンの後始末は、必ず飼い主の責任で行いましょう。

また、「山形県動物の保護及び管理に関する条例」により犬を放して散歩することは禁止されているため、放し飼いは絶対にしないでください。

のら猫にエサを与えないで

犬のフン同様、のら猫についての苦情、相談が後を絶ちません。

のら猫にエサを与えるのはやめましょう。住みついてしまった場合は、エサを与えた人の責任です。猫は繁殖力が強く、短期間で数が増えます。過剰に増えてしまった場合、さまざまな問題を引き起こすことになり、近所のかたがたに大きな迷惑と負担をかけることになってしまいます。猫を飼っているご家庭でも不妊手術を行っていただくよう、ご協力お願いいたします。

また、もし猫が飼えなくなった場合、家にのら猫が住みついてしまった場合は保健所に引き取ってもらいましょう。

▼場所 置賜保健所(☎0238-22-3750)

▼時間 毎週水曜日 午前10時～11時30分

▼料金

	ねこ	犬
生後91日未満	200円	300円
生後91日以上	800円	2,000円

※お願いしたいかたが直接保健所に連れて行き、費用を負担いただくことになります。